

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、内装業を営んでいた申立人について、原発事故時双葉町に駐車中で平成23年秋に廃車した業務用車両の財物損害、仕事現場までの移動距離が避難に伴い増加したことによる交通費増加費用（直接請求既払分後の平成25年4月から平成30年3月まで）、並びに、避難指示区域内の事務所及び倉庫に保管していた業務用工具等を保管するため原発事故後新たに賃借した倉庫の賃料（平成27年7月から平成30年3月まで）が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金10万0490円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 確認条項

申立人と被申立人は、別紙物件目録記載の財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年1月10日
(別紙物件目録省略)

(仲介委員 上妻 英一郎)

損害項目	内訳	対象期間	金額
財物損害	別紙物件目録 記載の自動車		¥300,000
営業損害 (追加的費用)	交通費増加分	平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	¥551,594
	倉庫賃料	平成 27 年 7 月 11 日 ～平成 30 年 3 月 31 日	¥158,896
合計（和解金）			¥1,010,490